

第3章 加盟団体

第21条（目的）

本章は、本協定会款第10章に定める加盟団体に関し必要な事項について定める。

第22条（加盟団体）

本協会に加盟する団体は、以下のとおりとする。

- (1) 各都道府県を代表する卓球競技団体
- (2) 全国的に組織された卓球競技団体

第23条（分担金）

本協会の加盟団体は、別表に定める分担金を毎年本協会が指定した日までに納入しなければならない。

- 2 分担金の額の決定については、理事会の決議をもって行う。
- 3 分担金は、当該年度の4月と9月に分納することができる。
- 4 分担金の50%以下を法人会計に充てるものとする。
- 5 既存の分担金は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

第24条（提出書類）

本協会の加盟団体は、毎年度、次の書類を提出しなければならない。なお、提出期限に関しては別途本協会から通知する。

- (1) 役員名簿
- (2) その他、本協会が必要と判断した書類

第25条（加盟）

第22条に掲げる団体で、本協会の趣旨に賛同する団体は、理事会及び評議員会において、3分の2以上の同意を得て、加盟団体となることができる。

- 2 加盟団体になろうとする団体は、次の書類を本協会に提出し、前項に定める承認を得なければならない。
 - (1) 加盟申請書
 - (2) 規約
 - (3) 役員名簿
 - (4) その他、本協会が必要と判断した書類
- 3 加盟の承認を得た団体は、直ちに第21条に定める分担金を本協会が指定する日までに納めなければならない。

第26条（資格の喪失）

本協会の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。但し、資格を喪失しても債務は免れない。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散

(3) 除名

第 27 条 (脱退)

本協会の加盟団体が脱退しようとする場合は、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の議決を得なければならない。

第 28 条 (加盟団体に対する処分)

本協会は、本協会の加盟団体が、次の各号の一に該当する場合は、①指導（口頭又は書面による注意で是正を求める）、②勧告（口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める）、③除名（資格の喪失）することができる。

- (1) 本協会の加盟団体としての義務に違反したとき
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき
 - (3) 分担金を 2 年以上滞納したとき
- 2 指導及び勧告の処分は、理事会の決議を経なければならない。
 - 3 除名の処分は、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。理事会と評議員会の決議が異なる場合、評議員会の決議を本協会の処分とする。
 - 4 当該処分の対象となる団体にはあらかじめ通知するとともに、理事会（前項の場合は及び評議員会）において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第 29 条 (登録)

本協会の加盟団体は、その会員を本協会に登録しなければならない。

- 2 登録に関する規程は理事会の決議を経て別に定める。

第 30 条 (加盟団体会議)

本協会に各加盟団体から選出された代表者 1 名によって構成される加盟団体会議を置く。

- 2 加盟団体会議は、次に掲げる事項について運営会議から諮問を受け、運営会議に対して意見を述べ、提案・助言を行うことができる。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) その他本協会の業務に関する重要事項で本協会会長が必要と認めた事項
 - (4) 本協会の評議員、理事、監事候補者の推薦に関すること
- 3 選出された代表者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 代表者が辞任等により退任した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 代表者は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでなおその職務を行う。
- 6 代表者は、代表者としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事由がある場合には、その任期中においても理事会の決議によりこれを解任することができる。
- 7 加盟団体会議は、毎事業年度 1 回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に加盟団体会議を招集することができる。
- 8 加盟団体会議の議長は、会長とする。
- 9 加盟団体会議の事務は、本協会事務局において処理する。

第 31 条 (加盟団体の責務)

各加盟団体は、本協会の諸規程を周知徹底させると共に規程違反の防止に努めなければならない。

別 表

(単位・円)

団 体	金 額	団 体	金 額	団 体	金 額
北海道	130,000	石川県	45,000	徳島県	40,000
青森県	60,000	福井県	35,000	愛媛県	52,500
岩手県	52,500	静岡県	90,000	高知県	40,000
宮城県	65,000	愛知県	140,000	福岡県	110,000
秋田県	52,500	三重県	60,000	佐賀県	40,000
山形県	50,000	岐阜県	62,500	長崎県	60,000
福島県	65,000	滋賀県	40,000	熊本県	60,000
茨城県	67,500	京都府	100,000	大分県	50,000
栃木県	60,000	大阪府	182,500	宮崎県	45,000
群馬県	60,000	兵庫県	125,000	鹿児島県	62,500
埼玉県	95,000	奈良県	40,000	沖縄県	32,500
千葉県	87,500	和歌山県	45,000	日学連	120,000
東京都	260,000	鳥取県	32,500	高体連	120,000
神奈川県	137,500	島根県	35,000	教職員	120,000
山梨県	35,000	岡山県	62,500	日本リーグ	300,000
新潟県	70,000	広島県	80,000	知的障がい者	125,000
長野県	65,000	山口県	60,000	肢体不自由者	125,000
富山県	45,000	香川県	40,000	ろうあ者	50,000